

ガッツリ学ぼう!

2012年度 第10回経営学習会のご案内

拝啓 皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の学習会ですが、下記の日程にて開催いたします。

ますます厳しさを増す経営環境において、私たち中小企業が維持発展し続けるには、経営者自身の自己変革と経営姿勢の確立、「企業変革」できる組織・「企業変革」し続けられる組織となることが大変重要だと考えます。

今回は、下記の学習項目でディスカッションし、成熟度レベルを判断してレベルアップ目標の確認をしましょう。ご多忙中とは存じますが、是非ご出席いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。ゲスト参加も歓迎ですので、会の内外を問わずお知り合いとお誘い合わせの上ご参加ください。

敬具

学習項目 Ⅲ 人を生かす経営の実践

③ 労働環境の整備

「労働関係とは労働者が労働力を提供し、使用者はその代償として賃金を支払うという一定の雇用関係であると同時に、現代においてはこれを軸として生じた社会的関係でもあります」(前出「労使見解」より)。経営者は社員の生活実態をつかみ、快適な職場環境づくりのための取り組みや法令にのっとり就業規則や賃金規定、労働時間の見直しなど労働環境の整備を行い、仕事と生活のバランスをはかる必要があります。あなたの会社ではどのような職場づくりをしていますか。

④ 対等な労使関係

企業内においては、労働者は一定の契約にもとづいて経営者に労働力を提供しますが、契約内容に不満をもち、改訂を求めることは、むしろ当然のことと割り切って考えなければなりません。その意味で労使は相互に独立した人格と権利をもった対等な関係にあるといえます。憲法や労働三法などによって労働者は個人的にも、労働組合としても基本的権利が定められています。経営者としては、労働者、労働組合の基本的権利は尊重するという精神がなければ、話し合いの根底基盤が失われることになり、とても正常な労使関係の確立はのぞめません。(「労使見解」より) 対等な労使関係を維持発展させるために、あなたの会社ではどのような労使の関係づくりをしていますか。

※参考文献：企業変革支援プログラム STEP1・STEP2・経営指針作成の手引き・人を生かす経営

日 時 **3月27日(水) 19:00~**

場 所 福井県中小企業家同友会 事務局
福井市北四ッ居1丁目34-19 電話(0776)54-9699

FAX 返信 (0776) 54-9991

第10回経営学習会に

参加します

参加しません

お名前： _____

福井県中小企業家同友会 TEL(0776)54-9699 FAX(0776)54-9991

新会員候補をご紹介下さい!

お名前： _____

会社名： _____ 住 所： _____

役 職： _____ TEL： _____ FAX： _____

希望する対応： _____